

特 記 仕 様 書

盛岡市総務部危機管理防災課

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、盛岡市が発注する「令和7年度盛岡市避難場所標識整備業務委託」に適用し、これに記載されていない事項については、岩手県県土整備部発刊「土木工事共通仕様書」の該当事項に準拠するものとする。

(業務内容)

第2条 本業務は、避難場所又は避難所を明示した標識（以下、「避難場所標識」という。）の製作設置を行うものである。設置等箇所及び設置方式については、別紙「避難場所標識一覧」及び「避難場所標識台帳」のとおり。

なお、避難場所標識の設置作業を行う者にあつては、盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例68号）第29条に規定する登録を受けなければならない。

2 受注者は、避難場所標識を製作するに当たり、設計内訳書に示す標識板規格の設置可否について、事前に標識柱等の規格を調査し、発注者に報告するものとする。

(業務責任者の選任)

第3条 受注者は、本業務の履行にあたり業務責任者を定め、その氏名を発注者に届けるものとし、変更があった場合も同様とする。

(表示方法及び内容等)

第4条 表示方法は、内閣府の事務連絡に基づき、日本産業規格（JIS）による「災害種別一般図記号（ピクトグラム）」（以下、「災害種別図記号」という。）を使用した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」（以下、「標識システム」という。）を基本とする。

2 表示項目は、標識システムの記載例を参考に、次の項目を表示する。

- (1) 避難場所及び避難所の図記号
- (2) 避難場所及び避難所の文字表示
- (3) 災害種別図記号
- (4) 災害種別図記号の文字表示（洪水、土砂災害、地震、大規模な火事、火山）
- (5) 避難場所及び避難所の名称（ふりがな、外国語）
- (6) その他注記表示（洪水の階層指定、大規模な火事の屋外等）

3 受注者は、別に示すレイアウトを参考に当該標識のレイアウト案を作成し、概ね令和7年11月14日（金）までに発注者に提出するものとする。

4 発注者は、概ね令和7年11月28日（金）までにレイアウトを確認又は校正し、受注者に製作の指示を行うものとする。

(使用材料等)

第5条 使用する材料及び製品は、道路標識の規格基準に合格もしくはそれに準拠したものとし、規格と異なる材料を使用する場合には、同等品以上のものを使用するものとする。

2 二次製品等の受け入れにあたっては、製品の欠損及び寸法等の確認を行うため材料検収を必ず行うものとする。

(施工管理)

第6条 施工の際には、工事看板等の交通安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めることとし、状況に応じて交通誘導警備員を配置するものとする。なお、交通誘導員数については、次のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署との打合せの結果又は条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(1) 配置場所 施工場所付近

(2) 配置員数 全1人

(3) 昼夜別 昼

(4) 交代要員の有無 無

2 写真管理は、該当箇所ごとに設置前、設置後及び必要に応じ作業中を撮影し、竣工図と併せて提出するものとする。

(道路占用物件)

第7条 受注者は、事前に避難場所標識の設置又は撤去箇所について調査及び協議を行い、事故の未然防止に努めることとする。なお、施工の支障となる道路占用物件等が発見された場合には、遅滞なく発注者に報告のうえ指示を受けることとする。

(受動喫煙の防止)

第8条 工事現場での喫煙については、あらかじめルールを定め、指定した喫煙場所以外では行わないこととし、その旨工事関係者全員に周知徹底すること。また、喫煙場所については、工事の安全及び受動喫煙防止に配慮し、設備、場所を十分検討すること。

(苦情等の報告)

第9条 受注者は、施工中に住民等から要望苦情があった場合には、必ず発注者へ報告のうえ指示を受けることとする。

(その他)

第10条 本特記仕様書に明記されていない事項もしくは疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ指示を受けるものとする。